

第92回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

愛知県名古屋市中区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルク名古屋 2階「平安の間」
(後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議 案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件

議 決 権
行 使 期 限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時30分まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	12
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	34

新型コロナウイルスによる感染症が拡大しておりますが、本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
また、接触感染リスク低減のため座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が限られることにより、入場いただけない可能性がありますので、予めご了承のほど、よろしく申し上げます。

また、お土産につきましても当趣旨に鑑み、提供を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード5607)
2021年6月4日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中川区富川町三丁目1番地の1
(本社事務所)
愛知県日進市浅田平子一丁目300番地
中央可鍛工業株式会社
代表取締役社長 武山直民

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、可能な限り当日のご出席に代えて、書面またはインターネットの方法によって議決権の行使をお願い申し上げるとともに、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページのご案内にしたがいまして、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月23日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 愛知県名古屋市中区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルク名古屋 2階「平安の間」
(後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第92期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場等が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

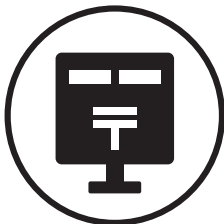
インターネットによる開示について

- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.chuokatan.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎連結計算書類における連結注記表及び計算書類における個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類における連結注記表及び計算書類における個別注記表となります。

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■ 株主総会にご出席されない場合



1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）午後5時30分必着



2 インターネットによる議決権行使

後記（3ページ～4ページ）のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）午後5時30分まで

■ 当日株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時30分まで



■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



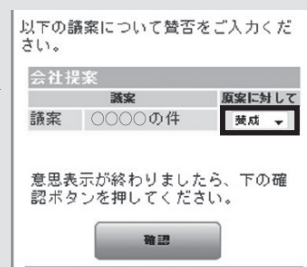
議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3. 各議案の賛否を選択



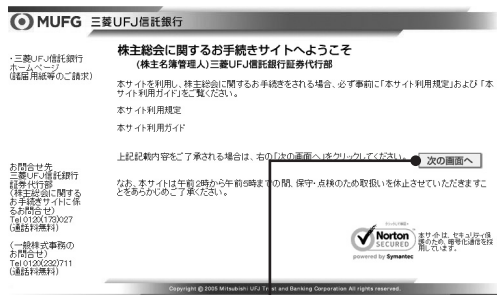
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
次ページに記載のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況に応じた配当を行うことを基本としつつ、安定的な配当の維持・継続を重視するとともに、その安定配当を可能とする経営基盤の強化のために必要な内部留保の充実等を勘案して行うことを方針といたしております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当金に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額92,068,638円

これにより中間配当を含めました年間配当金は、1株につき金12円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日

第2号議案 取締役10名選任の件

現取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任5名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的に、取締役会が意思決定及び監督に一層注力するため、その構成を大幅に見直すことといたしました。

今回の見直しにより、経営の監督機能強化と意思決定の迅速化をより進めてまいります。

つきましては、常勤の取締役を5名減員のうえ、新たに社外取締役候補者3名を含む計4名とし、取締役候補者10名の選任をお諮りいたします。なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役候補者10名のうち社外取締役候補者4名は名古屋証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位及び担当
1	再任 武山 尚生	代表取締役会長
2	再任 武山 直民	代表取締役社長
3	再任 竹内 達也	専務取締役 生産部門統括
4	再任 中村 吉孝	社外取締役
5	再任 瀬尾 英重	社外取締役
6	新任 武山 豊	生産管理部長
7	新任 野村 英司	—
8	新任 星 文雄	—
9	新任 上畑 廣高	—
10	新任 森 琢也	—

候補者 番号	1	たけやま ひさお 武山 尚生	1956年1月22日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	305,284株 29年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	1979年4月 トヨタ自動車工業（現トヨタ自動車）株式会社入社 1989年2月 当社入社 1992年6月 当社取締役 1995年6月 当社常務取締役	1998年6月 当社専務取締役 2000年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役会長(現任)				
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	2000年6月に当社代表取締役役に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し取締役として職責を果たしております。また、2018年6月より代表取締役会長に就任しております。今後におきましても適切な人材と判断し引き続き取締役候補者としていたしました。					

候補者 番号	2	たけやま なおみ 武山 直民	1958年10月21日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	234,000株 21年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	1982年4月 豊田通商株式会社入社 1988年10月 当社入社 1999年4月 当社営業部長 2000年6月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役	2013年7月 蘇州中央可鍛有限公司 董事長 (現任) 2014年6月 当社専務取締役 2017年6月 当社代表取締役副社長 2018年6月 当社代表取締役社長(現任)				
■重要な兼職の状況	蘇州中央可鍛有限公司 董事長					
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	当社取締役就任後、営業、商品企画、海外事業等に携わった豊富な業務経験をいかに発揮し当社の経営基盤強化に努めております。また、2018年6月より代表取締役社長に就任しております。今後におきましても適切な人材と判断し引き続き取締役候補者としていたしました。					

候補者 番号	3	たけうち たつや 竹内 達也	1957年5月2日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	42,700株 7年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	1980年4月 トヨタ自動車工業（現トヨタ自動車）株式会社入社 2007年1月 同社明知工場デフ製造部長 2010年1月 同社駆動・シャシー生技部長 2013年1月 同社ユニット生技部ユニットSE統括室主査	2014年1月 当社出向、顧問 2014年6月 当社専務取締役、生産部門統括(現任)				
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	当社取締役就任後、トヨタ自動車株式会社の生産技術部に所属した実績をいかに発揮し当社の技術力強化に努めております。今後におきましても適切な人材と判断し引き続き取締役候補者としていたしました。					

候補者番号	4	なかむら よしたか 中村 吉孝	1970年8月31日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会最終時）	0株 4年	再任
■略歴、当社における地位及び担当	1994年4月 野村証券株式会社入社 2006年5月 丸八証券株式会社入社 2008年4月 同社代表取締役社長 2010年6月 同社代表取締役会長	2014年7月 日産証券株式会社 社外取締役 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 日産証券株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)				
■重要な兼職の状況	日産証券株式会社 社外取締役(監査等委員)					
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	証券業務を通じた豊富な経験と経営に対する幅広い見識を備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。					

候補者番号	5	せ お ひでしげ 瀬尾 英重	1951年10月10日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会最終時）	0株 7年	再任 社外 独立
■略歴、当社における地位及び担当	1974年3月 マスプロ電工株式会社入社 2005年6月 同社代表取締役社長 2009年6月 同社代表取締役会長 2012年6月 同社相談役	2012年6月 JBCホールディングス株式会社 社外取締役 2014年6月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 愛知電機株式会社 社外取締役(現任)				
■重要な兼職の状況	愛知電機株式会社 社外取締役					
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた企業経営における豊富な経験と経営に関する知見などを当社グループの経営に活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員候補者いたしました。					

候補者番号	6	たけやま ゆたか 武山 豊	1984年10月1日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会最終時）	33,800株 一年	新任
■略歴、当社における地位及び担当	2007年4月 シャープ株式会社入社 2011年4月 トヨタ自動車株式会社入社	2018年5月 当社入社 2019年1月 当社生産管理部長(現任)				
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	生産管理部に所属した業務経験をいかに発揮し当社の経営基盤強化に努めており、業務執行を行う適切な人材と判断し取締役候補者いたしました。					

候補者 番号	7	のむら えいじ 野村 英司	1966年5月14日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 一年	新任
■略歴、当社における 地位及び担当	1990年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2019年6月	株式会社ファインシンター 社外取締役(現任)		
	2018年6月	同社鍛圧・表改生技部長	2021年1月	トヨタ自動車株式会社 衣浦工場長(現任)		
	2019年5月	同社素形材技術部長				
■重要な兼職の状況	トヨタ自動車株式会社 衣浦工場長 株式会社ファインシンター 社外取締役					
■取締役候補者とした理由及び期待される役割	トヨタ自動車株式会社の生産企画及び素形材技術分野に所属した経験と幅広い見識等を備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し取締役候補者となりました。					

候補者 番号	8	ほし ふみお 星 文雄	1947年5月14日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 一年	新任 社外 独立
■略歴、当社における 地位及び担当	1973年4月	日本輸出入銀行（現株式会社国際 協力銀行）入行	2018年1月	株式会社SDGs 社外取締役(現任)		
	2011年6月	同行代表取締役専務	2018年11月	株式会社サードウェーブ 社外取締役(現任)		
	2014年4月	株式会社三井住友銀行 顧問	2019年6月	ヒューマン・アソシエイツ・ ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)		
	2015年4月	京都大学経営管理大学院 特命教授(現任)				
■重要な兼職の状況	ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社サードウェーブ 社外取締役 株式会社SDGs 社外取締役 京都大学経営管理大学院 特命教授					
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	国際業務を通じた豊富な経験と経営に対する幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員候補者となりました。					

候補者 番号	9	うへはた 上畑	ひろたか 廣高	1954年6月29日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株	新任
						一年	独立
■略歴、当社における地位及び担当							
		1978年4月	株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディングス)入社	2002年4月	株式会社OJTソリューションズ 専務取締役		
		1994年10月	同社教育機関広報部事業部長	2011年6月	河村電器産業株式会社 常務取締役		
		1999年6月	トランス・コスモス株式会社 常務取締役	2019年8月	名古屋大学 Development Office シニアファンドレイザー(現任)		
■重要な兼職の状況 名古屋大学 Development Office シニアファンドレイザー							
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた豊富な人材育成ノウハウと経営に関する知見などを当社グループの経営に活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員候補者としていたしましたため、新たに社外取締役候補者としていたしました。							

候補者 番号	10	もり 森	たくや 琢也	1960年2月12日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株	新任
						一年	独立
■略歴、当社における地位及び担当							
		1983年3月	株式会社新川入社	2020年6月	株式会社きらぼしコンサルティング 取締役会長(現任)		
		2014年6月	同社取締役執行役員				
		2018年6月	同社取締役専務執行役員				
		2019年7月	ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社取締役				
■重要な兼職の状況 株式会社きらぼしコンサルティング 取締役会長							
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 製造業の経営を通じた豊富な経験と技術に対する幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員候補者としていたしました。							

(注) 1. 取締役候補者 武山直民氏は、蘇州中央可鍛有限公司の代表者を兼務しており、当社は同社に、ダクタイル鋳鉄品等の製造を委託しております。

2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 瀬尾英重、星文雄、上畑廣高および森琢也の4氏は社外取締役候補者であります。なお、4氏は名古屋証券取引所の定めに基づいて独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。

4. 取締役との責任限定契約について
 当社は、瀬尾英重氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、野村英司、星文雄、上畑廣高および森琢也の4氏が選任された場合には、4氏との間の当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

5. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について
 当社は取締役および監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案

取締役の報酬額改定の件

1. 改定の理由

当社の取締役の報酬額は、2017年6月23日開催の第88回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）とご決議いただき今日に至っております。第2号議案が原案どおり承認可決された場合には社外取締役が2名増員されることになる等諸般の事情を考慮し、社外取締役の報酬額を年額40,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の現在の年額250,000千円以内から変更はございません。

現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役10名（うち社外取締役4名）となります。

2. 社外取締役の報酬額改定を相当とする理由

当社は、取締役の報酬に関する方針として透明性と客観性を謳っており、コーポレートガバナンス・内部統制の実効性、経営の監督と執行の分離による健全な経営の実現が今後ますます不可欠となってくることから、社外取締役の果たす役割は大変重要であると認識しております。そこでこの度、社外取締役を2名から4名に増員し、更なる経営体制の強化を図ってまいります。

上記の通り、本議案は取締役の報酬に関する方針に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、中国経済の回復など新型コロナウイルス感染症拡大の影響から徐々に回復の動きを示しました。ワクチン接種もはじまり、経済活動正常化への期待が膨らむ一方で、米中間の対立は徐々に拡大しつつあり、経済に影響を及ぼす懸念から先行きは予断を許さない状況となっております。

わが国経済におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は第1四半期を底に徐々に回復の動きを示したものの、波状的な流行により本格的な景気回復には時間がかかる状況にあります。

また、当社グループの主要取引先であります自動車業界におきましては、回復基調にありますものの世界的な半導体不足による生産活動への影響が懸念されております。

このような環境の下、当社グループは引き続き、徹底した新型コロナウイルス感染症対策を行うと共に、前年度より本格稼働しました岐阜久尻工場を中心に、投資効率の最大化や原価低減活動を通じ、収益向上の取り組みを行ってまいりました。

【当期の主な取り組みと結果】

可鍛事業では、下期以降回復基調の自動車生産や、いち早く回復した中国国内での建設機械分野を中心とした需要の持ち直しを受け、売上高は回復基調となりました。通期では上期の落ち込みを取り戻すまでには至りませんが、設備投資の抑制や全社的な固定費削減活動を行い収益確保に努めてまいりました。また、金属家具事業におきましても、買い替え需要の低迷など厳しい状況が続いておりますが、新製品の売り込みや働き方改革・新しい生活様式に向けた商品開発を積極的に推進してまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比7.9%減の290億17百万円となりました。事業別の内訳は、可鍛事業で前期比8.2%減の280億75百万円、金属家具事業で前期比微増の9億41百万円となりました。

利益につきましては、営業利益は前期比232.6%増の4億73百万円、経常利益は前期比12.5%増の12億48百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3.4%減の11億13百万円となりました。

事業区分	売上高	構成比
可鍛事業	28,075,108千円	96.8%
金属家具事業	941,996千円	3.2%
合計	29,017,105千円	100.0%

② 企業集団の設備投資の状況

当社グループでは、新製品及び生産性向上に向けた設備投資を行い、その総額は10億75百万円であります。

③ 企業集団の資金調達の状況

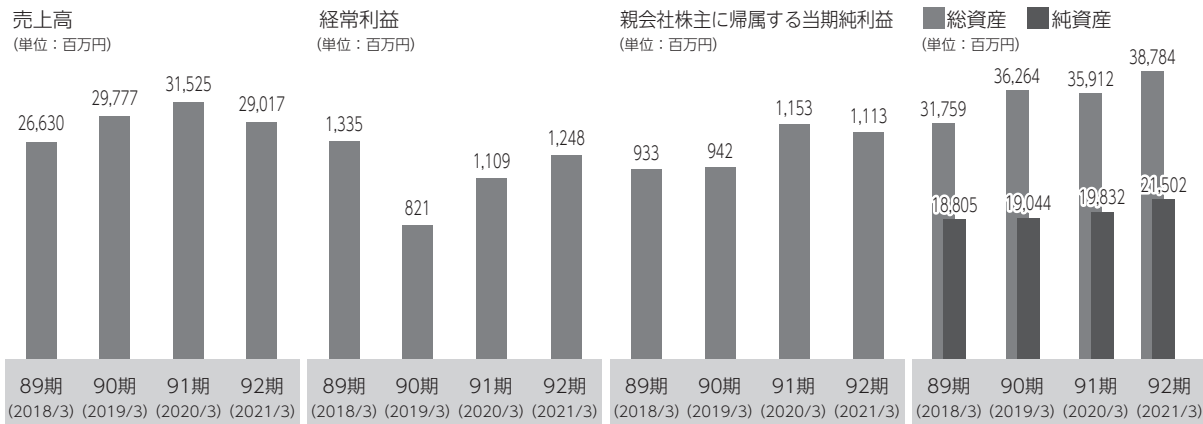
該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2017年度 第 89 期	2018年度 第 90 期	2019年度 第 91 期	2020年度 第 92 期 (当連結会計年度)
売 上 高	26,630,113	29,777,906	31,525,578	29,017,105
経 常 利 益	1,335,364	821,721	1,109,183	1,248,749
親会社株主に帰属する当期純利益	933,494	942,285	1,153,469	1,113,285
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	64円16銭	64円41銭	75円80銭	72円88銭
総 資 産	31,759,379	36,264,997	35,912,340	38,784,755
純 資 産	18,805,821	19,044,680	19,832,978	21,502,875

決算ハイライト



(3) 企業集団の対処すべき課題

自動車産業は、世界各国で加速する自動車の電動化競争の激化、また政府が提唱したカーボン・ニュートラルの動きとも相俟って現在大転換期を迎えております。

当社と致しましてもこの大変革に対応できるよう、軽量化・高付加価値化を目指した技術面での取り組みを進めると共に、更なる合理化や原価改善活動を推し進め、収益の確保・拡大に努めてまいります。また、昨年度まで取り組んでいた「CMC2020」につきましても、新型コロナウイルス感染症等、不測事態の発生により期内の成果達成には及びませんでした。引き続き目標達成に向けた活動を推進させていただきます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
土岐可鍛工業株式会社	岐阜県土岐市	180,000	100.0	自動車及び車両部品関連事業
武山鑄造株式会社	愛知県名古屋市	360,000	89.8	産業車両部品関連事業
株式会社チューキョー	愛知県名古屋市	60,000	57.3	金属椅子及び椅子部品関連事業
蘇州中央可鍛有限公司	中国・蘇州市	2,550,000	100.0	産業用機械部品関連事業

(5) 企業集団の主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、ダクタイル鑄鉄品等の自動車部品の製造販売及び産業用機械部品等の製造販売を主な事業とする可鍛事業、鋼製家具の製造販売を主な事業とする金属家具事業から構成され、各事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場

- ① 当社

本	店	愛知県名古屋市
本社事務所及び日進工場		愛知県日進市
熊本工場		熊本県菊池郡大津町
岐阜久尻工場		岐阜県土岐市

- ② 子会社

土岐可鍛工業株式会社	岐阜県土岐市
武山鑄造株式会社	愛知県名古屋市
株式会社チューキョー	愛知県名古屋市
蘇州中央可鍛有限公司	中国・蘇州市

- ③ 関連会社

蘇州石川製鉄有限公司	中国・蘇州市
------------	--------

(7) 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
可鍛事業	982	23減
金属家具事業	20	1増
全社(共通)	54	—
計	1,056	22減

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
3. 各事業部門に属する製品及びサービスの種類
①「可鍛事業」は、自動車用部品、産業車両用部品等の製造販売をしております。
②「金属家具事業」は、オフィス及び施設向け各種椅子等の製造販売をしております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社 三菱UFJ銀行	3,747,558
株式会社 三井住友銀行	1,297,355
株式会社 名古屋銀行	1,101,606
株式会社 商工組合中央金庫	642,667
株式会社 愛知銀行	140,961
株式会社 十六銀行	87,525
株式会社 大垣共立銀行	84,694
株式会社 日本政策金融公庫	36,786
株式会社 新生銀行	10,815

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,344,773株
(自己株式675,527株を除く)
- ③ 株主数 5,647名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	792千株	5.16%
株式会社三菱UFJ銀行	660千株	4.30%
第一生命保険株式会社	660千株	4.30%
株式会社豊田自動織機	620千株	4.04%
株式会社三井住友銀行	600千株	3.91%
CMC協力会持株会	580千株	3.78%
中央可鍛持株会	484千株	3.15%
新東工業株式会社	460千株	2.99%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	455千株	2.96%
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	440千株	2.86%

（注）持株比率は自己株式（675,527株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として取締役（社外取締役を除く）に交付した株式の状況
取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計は次の通りです。

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	59,500株	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	武 山 尚 生	
代表取締役社長	武 山 直 民	蘇州中央可鍛有限公司董事長
専 務 取 締 役	竹 内 達 也	生産部門統括
常 務 取 締 役	三 浦 潔	事務部門統括、内部監査室長、総務人事部担当、経営管理部担当 株式会社チューキョー 代表取締役社長
取 締 役	岡 田 政 道	トヨタ自動車株式会社 執行役員 アイシン軽金属株式会社 取締役
取 締 役	紺 野 敏 之	技術開発部長、技術管理部担当、品質保証部担当、TPS推進室担当 蘇州中央可鍛有限公司副董事長 中央研削工業株式会社 代表取締役社長
取 締 役	山 本 徹	熊本工場長、機械部担当、生産管理部担当、安全環境管理室担当 武山鑄造株式会社 代表取締役社長
取 締 役	鬼 頭 清 光	岐阜久尻工場長、鑄造部長
取 締 役	加 藤 洋 平	営業部長
取 締 役	瀬 尾 英 重	愛知電機株式会社 社外取締役
取 締 役	中 村 吉 孝	日産証券株式会社 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	磯 部 光 邦	
監 査 役	林 清 博	林清博会計事務所所長 学校法人愛知医科大学 監事
監 査 役	小野田 誓	小野田誓会計事務所所長 キムラユニティー株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 瀬尾英重、中村吉孝の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 林清博、小野田誓の両氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 磯部光邦氏は、当社において長年経理業務を担当した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役 林清博、小野田誓の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役 瀬尾英重、中村吉孝及び監査役 林清博、小野田誓の4氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 岡田政道、瀬尾英重、中村吉孝及び監査役 林清博、小野田誓の5氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任（D&O保険）契約について

当社は取締役、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追加に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ、客観性・妥当性・公正性を考慮し適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての金銭報酬、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役についてはその職責に鑑み固定報酬としての金銭報酬のみであります。

②固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬などの額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、職位、職責及び従業員の給与水準を考慮したうえで総合的に勘案して決定しております。

③業績連動報酬等の内容および額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である賞与については、当該年度の企業業績、経営環境、各取締役の業績及び従業員への賞与水準を考慮したうえで決定する金銭報酬とし、当期の業績に対する達成度及び持続的企業価値向上の実現を評価する指標として、連結営業利益及び連結親会社株主に帰属する当期純利益の対前期比増減額を基に算出された額を毎年一定の時期に支給しております。

④非金銭報酬等の内容および額または株式数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役が株価変動を株主の皆様と共有し、株価上昇に対するインセンティブ及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるために譲渡制限付株式を交付しております。算定にあたっては、一定の付与基準に基づき原案を作成し、取締役会にて決定しております。

⑤金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を基にした報酬水準を踏まえ、上位の役職ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会において検討を行っております。取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬諮問委員会における答申を経た上で取締役会決議にて決定された方針に基づき、代表取締役社長武山直民氏がその具体的な内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は各取締役の固定報酬（金銭報酬）の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容に従って報酬額の決定をしております。なお、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、個人別の割当株式数は取締役会にて決議するものとしております。

⑦取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、指名報酬諮問委員会において検討の上、答申し、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑧取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議

a.取締役の報酬等の限度額

2017年6月23日開催の第88回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役の報酬等の額については年額20,000千円以内とし、使用人分給与は含まないものとする）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は11名（うち社外取締役は2名）です。

b.監査役の報酬等の限度額

2017年6月23日開催の第88回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は2名）です。

c.譲渡制限付株式報酬の限度額

2018年6月22日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額とは別枠で、当社取締役(社外取締役を除く)を対象とし年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は11名（うち社外取締役は2名）です。

対象者	当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）
株式報酬枠	年間50,000千円以内
各取締役に対する株式報酬額	会社業績及び取締役の貢献度等に応じて毎年設定
割当てる株式の種類及び割当てる方法	普通株式の発行又は処分
割当てる株式の総数	各事業年度において80,000株を上限
払込金額	当社の取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として、当該株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定
譲渡制限期間	割当て日より30年間までの間で当社取締役会が定める期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の満了をもって制限を解除 但し、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により退任した場合は譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、当該株式の全部を無償取得する

⑨取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	134,152	109,176	－	24,976	9
監査役 (社外監査役を除く)	15,840	15,840	－	－	1
社外取締役	10,800	10,800	－	－	2
社外監査役	9,120	9,120	－	－	2

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 上記譲渡制限付株式報酬は、当事業年度の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 瀬尾英重氏は、愛知電機株式会社の社外取締役であります。当社と愛知電機株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役 中村吉孝氏は、日産証券株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と日産証券株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役 林清博氏は、林清博会計事務所の所長及び学校法人愛知医科大学の監事であります。当社と林清博会計事務所、学校法人愛知医科大学との間には特別な関係はありません。

監査役 小野田誓氏は、小野田誓会計事務所の所長及びキムラユニティー株式会社の社外監査役であります。当社と小野田誓会計事務所、キムラユニティー株式会社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	瀬尾英重	当事業年度開催の取締役会の11回に出席いたしました。議案審議等について、企業経営における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員長を務め、同委員会の議事運営と取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	中村吉孝	当事業年度開催の取締役会の全12回に出席いたしました。議案審議等について、証券業務及び企業経営における豊富な見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	林清博	当事業年度開催の取締役会の全12回及び監査役会の全14回に出席いたしました。監査役会等の場においては、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	小野田誓	当事業年度開催の取締役会の全12回及び監査役会の全14回に出席いたしました。公認会計士及び他社の社外監査役を担うなど、専門的且つ、多様な業務における豊富な経験から、当社取締役の職務の執行に関して、監査役会監査基準に準拠した発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(注) 2020年6月23日開催の第91回定時株主総会において仰星監査法人が選任されたことに伴い、当社会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任しました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

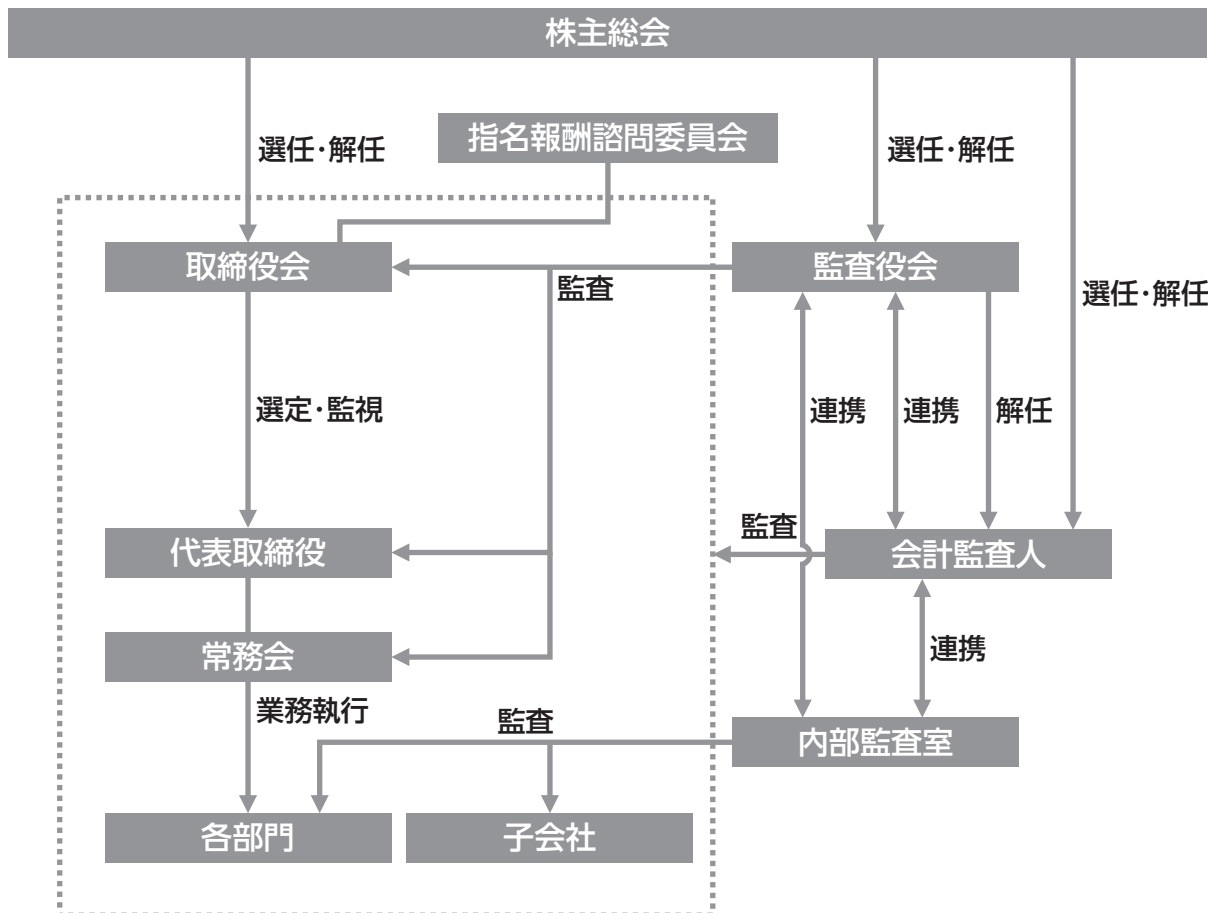
(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び体制

当社及び子会社における、企業統治の体制は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、株主に対し一層の経営の透明性、健全性を高めることを最優先と考え実施しております。経営状況におきましても迅速且つ継続的に情報提供が可能な経営を実現していくことを目指して取り組んでおります。

■コーポレート・ガバナンス体制図



6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の企業倫理意識の向上、法令遵守のための「企業行動憲章」及び「企業行動指針」の周知活動を継続いたします。
- ② 取締役及び従業員にコンプライアンス意識浸透のため必要に応じて各部に諸規定の整備・遵守を徹底するため教育を実施いたします。
- ③ 社内における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するために従業員を対象とした内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン制度」が有効的に機能する体制を維持します。
- ④ 職務の適正を確保するため内部監査室を設け内部監査体制の確保を図り、各部門及び子会社の内部監査を実施いたします。

(運用状況の概要)

取締役は、外部の取締役向け会社法セミナー等を受講しております。行動憲章、行動指針の法令遵守については、年1回全社員に対して周知徹底を図っております。法令改正については、適時に全社員に対して説明会を実施しております。社内ヘルプライン制度によりコンプライアンスに反する行為について、社内規定に基づき適切な処置を図り、有効的に機能する体制となっております。内部監査室にて、各部門及び子会社の内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存、整理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、その他の取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、社内規定に基づき記録し適切に保管いたします。(電磁的記録を含む)

(運用状況の概要)

上記の記録文書については、社内規定に基づき記録し適切な場所に保管しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定・体制

- ① 不測の事態が発生した場合には、リスク管理規定に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を整えます。
- ② 災害の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスクの分散措置及び保険付保を行います。

(運用状況の概要)

不測の事態が発生した時の対応として、規定に基づき仕組みを定めております。熊本地震及び日進工場における火災発生経験を活かし、全社にて防災、減災活動を実践しており、全社防災訓練を年1回実施し避難訓練体制のレベルアップを図っております。損害保険を付保し、費用面においても備えを図っております。また、全社員に対して安否確認システムを導入及び実践を行っているほか、情報システム関連データのバックアップの整備を継続的に進めております。

また、重症化する可能性がある感染症に関しても予防対策を全社一丸となり取り組んでおります。情報漏洩リスクに対しても、内部不正対策、外部脅威対策を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務分掌規定に基づき各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じて当該職務分掌の見直しを行います。
- ② 取締役に対し利益計画及び年度の会社方針に基づき職務の進捗状況を取締役会で報告すると共に、必要に応じて所要の対策を実施することを義務付けます。

(運用状況の概要)

組織改定時に、規定に基づき体制整備及び職務分掌組織の見直しを行っております。取締役会を定期的で開催し取締役会規則に定められた重要事項について審議が行われております。年度方針・利益の策定にあたっては、取締役会での承認を受け、進捗について月次にて報告しております。また、取締役は各部門の方針管理を定期的（期初・期央・期末）に進捗点検し、課題について対策を行っております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の業務の適正を確保するために、適任の取締役、監査役を当該子会社の取締役、監査役に就任させる等の手段により業務の適正性と適法性を確保しグループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。
- ② 子会社での重大なリスクが発生または予見される際には子会社より適時に報告を受け、機敏かつ的確に対応します。
- ③ 子会社社長が毎月常務会に出席する等定期及び随時の情報交換を行い、経営方針や経営課題について必要な助言、支援を得ます。また子会社管理規定に基づき重要事項の事前承認や報告を行います。

(運用状況の概要)

役員の兼務として、子会社について土岐可鍛工業株式会社は取締役2名、監査役2名、株式会社チューキョーは取締役2名、監査役2名、蘇州中央可鍛有限公司は董事長1名、副董事長1名、監事1名、武山鑄造株式会社は取締役1名、監査役1名を就任させて内部統制環境を確保しております。尚、役員は親会社との取引については、法令を遵守し独立性を保っております。経営管理部は子会社管理の総括部門として年1回点検を行っております。規定に基づき経営上の重要事項については、子会社より適時報告を得て承認をしております。また、安全・環境・品質等のリスク並びにコンプライアンスについては各担当部署が必要に応じ、子会社と連携をとり対応しております。子会社社長は常務会にて月次報告や情報交換を行っております。

(6) 監査役スタッフ及びその独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を行うために必要に応じて、社内の要員に対し補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものといたします。
- ② 上記補助者の所属する取締役は人事異動・人事評価・懲戒処分については事前に監査役の承認を得なければならないものといたします。

(運用状況の概要)

ルール通りに実施しております。

(7) 取締役・従業員の監査役に対する報告体制、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 取締役・従業員は、定期・不定期に監査役に役員会・部長会・幹部会等において業務の執行状況を報告いたします。
- ② 取締役・従業員の職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合は、直ちに調査し報告いたします。
- ③ 取締役は、監査役に対して、決算内容、重要な職務の執行状況等を報告いたします。
- ④ 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期、随時の情報交換の機会を確保いたします。
- ⑤ 取締役は主な業務執行について会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時には直ちに監査役に報告いたします。

(運用状況の概要)

取締役及び従業員は監査役出席の重要会議等にて業務状況等を報告しております。取締役の内部統制決議事項に関しては監査役へ実施状況の報告が行われております。また、内部監査室は監査役と定期ミーティングを実施する中で整備・運用状況の報告を行っております。監査役は重要会議に出席し、取締役との意見交換を実施し、意思の疎通を図っております。また、監査役会と代表取締役との懇談を実施しております。監査役と会計監査人とは、監査方針説明、決算時等の機会に会合を持ち、連携を保っております。業務執行上の重要案件については、監査役は取締役から随時報告を受けております。

(8) 子会社の取締役等から報告を受けたものが監査役に報告するための体制

自社及び子会社の法令違反その他のコンプライアンス上の問題等について、監査役への適切な報告体制を維持いたします。

(運用状況の概要)

規定に基づき、問題があった場合は、監査役への適切な報告体制を維持しております。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

監査役に報告をした者がその報告をした事を理由として不利益な取り扱いを受けない事としております。

(運用状況の概要)

規定に基づき、報告をした者がその報告した事を理由として不利益な取り扱いを受けない体制を維持しております。

(10) 監査役は職務執行について生じる監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用の処理に係る方針

監査役がその職務について必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに会社は当該費用を支払います。

(運用状況の概要)

内部統制決議が討議され、決裁権限を持つ統括役員理解を得て承認されております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 企業価値向上への取組み

当社は、「叡智を集め すばやい行動 心をひとつに 築こう未来」を会社スローガンに、経営計画を推進しております。そこではお客様のニーズにお応えし、信頼を得ることを重点とした、グローバル供給体制の充実強化と品質作り込み、継続的な原価低減活動の推進による企業価値の向上に努めております。

グローバル供給体制につきましては、中国における生産拠点の増強を行い、日本、米国及び欧州等の中国進出企業に対し販売の拡充を図っております。

品質の作り込みにつきましては、モノづくり企業として、競争力のあるモノ作りの徹底追求と品質の向上を支える技術・技能の向上を行っております。当社におきましては、グループ連結経営体制の構築による効率化と財務体質の強化を行い、グループ企業価値の向上を図っております。

② コーポレートガバナンスについて

当社は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、「経営の透明性、健全性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化」を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

また、株主の皆様をはじめお客様、地域社会、従業員等当社を取り巻く様々なステークホルダーの立場を尊重し、社会の一員として義務を果たしていくことが必要であり、これが企業の成長の原動力となり、株主の皆様にも長期的な利益をもたらすものと考えております。

(ご参考)

当社は、2021年4月28日の取締役会において、2021年6月23日開催予定の第92回定時株主総会の終結の時をもって満了する買収防衛策について、これを継続しないことを決議致しました。

なお、当社は、本対応策非継続後におきましても、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時適切な情報開示に努めるとともに、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な対応をしております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,213,719	流 動 負 債	9,917,024
現金及び預金	6,470,604	支払手形及び買掛金	2,806,532
受取手形及び売掛金	5,798,776	電子記録債権	2,324,184
電子記録債権	1,441,444	短期借入金	2,000,000
有価証券	29,991	1年内返済予定の長期借入金	859,474
商品及び製品	749,632	未払法人税等	50,574
仕掛品	603,066	未払消費税等	179,539
原材料及び貯蔵品	796,089	賞与引当金	330,913
その他	327,721	設備関係電子記録債権	153,861
貸倒引当金	△3,606	その他	1,211,944
固 定 資 産	22,571,036	固 定 負 債	7,364,854
有 形 固 定 資 産	14,161,510	長期借入金	4,290,495
建物及び構築物	3,293,807	リース債務	1,404,543
機械装置及び運搬具	5,682,554	繰延税金負債	1,293,470
工具器具及び備品	595,543	役員退職慰労引当金	41,313
土地	2,616,979	環境対策引当金	14,455
リース資産	1,438,376	退職給付に係る負債	105,760
建設仮勘定	534,249	その他	214,816
無 形 固 定 資 産	134,450	負 債 合 計	17,281,879
投 資 そ の 他 の 資 産	8,275,074	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,998,053	株 主 資 本	19,068,942
関係会社出資金	4,846,161	資本金	1,161,000
退職給付に係る資産	1,038,143	資本剰余金	722,469
その他	407,812	利益剰余金	17,428,722
貸倒引当金	△15,096	自己株式	△243,249
		その他の包括利益累計額	1,860,212
		その他有価証券評価差額金	987,322
		為替換算調整勘定	708,541
		退職給付に係る調整累計額	164,348
		非支配株主持分	573,720
資 産 合 計	38,784,755	純 資 産 合 計	21,502,875
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	38,784,755

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,017,105
売上原価	26,114,383
売上総利益	2,902,722
販売費及び一般管理費	2,429,257
営業利益	473,465
営業外収益	
受取利息及び配当金	61,563
持分法による投資利益	597,176
その他の	182,184
営業外費用	
支払利息	49,224
為替差損	9,773
その他の	6,642
経常利益	840,925
特別利益	
固定資産売却益	133
助成金収入	143,151
投資有価証券売却益	10,365
その他の	167
特別損失	
固定資産除却損	25,928
新型コロナウイルス感染症による損失	310,146
税金等調整前当期純利益	1,248,749
法人税、住民税及び事業税	101,995
法人税等調整額	△148,676
当期純利益	153,818
非支配株主に帰属する当期純損失	336,075
親会社株主に帰属する当期純利益	1,066,492
	△46,681
	1,113,173
	111
	1,113,285

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,161,000	718,542	16,499,217	△262,974	18,115,785
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△183,780		△183,780
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,113,285		1,113,285
自己株式の取得				△28	△28
自己株式の処分		3,927		19,754	23,681
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	3,927	929,504	19,725	953,157
当 期 末 残 高	1,161,000	722,469	17,428,722	△243,249	19,068,942

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	657,494	559,547	△66,148	1,150,892	566,299	19,832,978
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△183,780
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,113,285
自己株式の取得						△28
自己株式の処分						23,681
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	329,827	148,994	230,497	709,319	7,420	716,740
当 期 変 動 額 合 計	329,827	148,994	230,497	709,319	7,420	1,669,897
当 期 末 残 高	987,322	708,541	164,348	1,860,212	573,720	21,502,875

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産	部	負債	部
流動資産	11,850,826	流動負債	8,657,104
現金及び預金	4,675,160	支払手形	14,951
受取手形	270,500	電子記録債権	2,770,475
電子記録債権	1,432,037	買掛金	1,827,750
売掛金	3,617,794	短期借入金	2,000,000
有価証券	29,991	1年内返済予定の長期借入金	674,342
商品及び製品	428,713	リース負債	179,153
仕掛品	466,080	未払金	58,827
材料及び貯蔵品	473,315	未払費用	408,461
原価	37,284	未払法人税等	22,612
前払費用	423,554	預り金	91,424
貸倒引当金	△3,606	賞与引当金	296,080
固定資産	15,489,392	その他	313,025
有形固定資産	8,920,580	固定負債	5,292,354
建物	2,021,906	長期借入金	3,378,464
構築物	183,503	リース負債	1,285,044
機械装置	3,867,906	繰延税金負債	456,452
車両運搬具	28,077	長期未払金	157,937
工具器具備品	292,080	環境対策引当金	14,455
土地	841,199	負債合計	13,949,458
リース資産	1,202,646	純資産の部	
建設仮勘定	483,259	株主資本	12,493,171
無形固定資産	124,727	資本金	1,161,000
ソフトウェア	69,719	資本剰余金	709,609
その他	54,642	資本準備金	560,420
投資その他の資産	365	その他資本剰余金	149,188
投資有価証券	6,444,084	利益剰余金	10,846,964
関係会社株	1,570,131	利益準備金	259,000
出資	980,115	その他利益剰余金	10,587,964
関係会社出資	30	固定資産圧縮積立金	186,482
長期貸付	2,854,675	別途積立金	6,760,000
破産更生債権	87,500	繰越利益剰余金	3,641,481
長期前払費用	11,896	自己株	△224,401
前払年金	14,854	評価・換算差額等	897,589
その他の引当金	803,131	その他有価証券評価差額金	897,589
貸倒引当金	136,847		
	△15,096	純資産合計	13,390,760
資産合計	27,340,219	負債及び純資産合計	27,340,219

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,691,889
売 上 原 価		19,135,788
売 上 総 利 益		1,556,100
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,686,913
営 業 損 失		△130,812
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	188,061	
受 取 口 イ ヤ リ テ イ	102,340	
そ の 他	61,734	352,136
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40,370	
そ の 他	2,604	42,975
経 常 利 益		178,348
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	88,642	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,365	
そ の 他	167	99,175
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14,095	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	236,365	250,461
税 引 前 当 期 純 利 益		27,062
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38,780	
法 人 税 等 調 整 額	△190,134	△151,353
当 期 純 利 益		178,415

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 配当準備積立金
当 期 首 残 高	1,161,000	560,420	145,261	259,000	30,000
当 期 変 動 額					
配当準備積立金の取崩					△30,000
退職給与積立金の取崩					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			3,927		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,927	-	△30,000
当 期 末 残 高	1,161,000	560,420	149,188	259,000	-

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	そ の 他 利 益 剰 余 金			
	退職給与積立金	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	30,000	218,283	6,760,000	3,555,046
当 期 変 動 額				
配当準備積立金の取崩				30,000
退職給与積立金の取崩	△30,000			30,000
固定資産圧縮積立金の取崩		△31,800		31,800
剰余金の配当				△183,780
当期純利益				178,415
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△30,000	△31,800	-	86,435
当 期 末 残 高	-	186,482	6,760,000	3,641,481

残高及び変動事由	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△244,127	12,474,884	662,473	13,137,357
当 期 変 動 額				
配当準備積立金の取崩		—		—
退職給与積立金の取崩		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰 余 金 の 配 当		△183,780		△183,780
当 期 純 利 益		178,415		178,415
自 己 株 式 の 取 得	△28	△28		△28
自 己 株 式 処 分	19,754	23,681		23,681
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			235,115	235,115
当 期 変 動 額 合 計	19,725	18,287	235,115	253,402
当 期 末 残 高	△224,401	12,493,171	897,589	13,390,760

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 川 薫 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北 川 裕 和 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央可鍛工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 小川 薫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北川 裕和 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他の審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

中央可鍛工業株式会社 監査役会

常勤監査役	磯部	光邦	㊦
社外監査役	林	清博	㊦
社外監査役	小野田	誓	㊦

以上

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

定時株主総会 毎年6月

株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

上場取引所 名古屋証券取引所

電子公告掲載URL <https://www.chuokatan.co.jp/>
公告の方法 (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じた時には、中部経済新聞に公告いたします。)

【ご注意】

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に登録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次いたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、会社情報や製品情報など、様々な情報を掲載しています。

<https://www.chuokatan.co.jp/>

中央可鍛工業

検索 

株主総会会場ご案内図

- **会 場** 愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルク名古屋 2階「平安の間」
- **交通機関** 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約3分
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分
J R（中央本線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

